

P5コーナー
 (株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。
防衛力強化課税

令和7年税制改正では、我が国を取り巻く安全保障環境の悪化に鑑み、防衛力の抜本的強化を行うため、安定的に財源を確保（令和9年度において1兆円強）する観点から、**防衛特別法人税**の創設と**たばこ税**の課税の見直しを行いました。なお個人(所得税)については、本年度の改正は見送られ、引き続き検討することとされています。

1 防衛特別法人税の創設

法人税額に対し、**税率4%**の新たな付加税を課し、**令和8年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されます。

課税標準となる法人税額から500万円を控除して次のように計算します。■

$$(基準法人税額 * 一年500万円) \times 4\% - 税額控除 = 防衛特別法人税$$

*所得税額控除や外国税額控除等の適用前の法人税額です。

中間申告書の提出は令和9年4月1日以後開始課税事業年度から適用され、過大中間納付額は確定申告により還付されます。

編集後記 AIの技術的な進歩で、最近では身近で使えるようになっていきます。質問をしたり要約をしたりは当たり前。マイクを使うとまるで他の人と話しているよう。一度言うと人間よりも忘れない。気を付けないとAIに個人情報筒抜け。
編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)

れます。

2 たばこ税の見直し

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施します。

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現行	換算本数 × 1.0	
改正	令和8年4月1日	換算本数 × 0.5 新換算本数 × 0.5
	令和8年10月1日	

また国のたばこ税率を、3段階で、**令和9年4月、令和10年4月**及び**令和11年4月**にそれぞれ**0.5円/1本**ずつ引き上げます。

弊所では **zoom** を適時開いております。

事務所・P5より・・・



令和7年4月1日 大学生のアルバイト代

令和7年度予算は、**令和7年1月24日**に国会に提出され、衆議院では、**3月4日**に政府案を一部修正して成立し、その後参議院で審議が行われましたが、参議院でも**3月31日**に高額療養費制度の見直しに伴って再び修正され、参議院本会議で採決後に、法律の規定などに基づいて衆議院に戻され、夕方に開かれた本会議で審議が行われ同日成立しました。ギリギリとなりましたが、**めでたくスタート**。

次の表は、今年度の一般会計予算の推移です。

一般会計予算の推移

年度	令和7年修正後	令和7年	令和6年補正後	令和6年
所得税	22.7	23.3	20.1	17.9
法人税	19.2	19.2	18.1	17
消費税	24.9	24.9	24.3	23.8
その他	11	11	10.9	10.8
(相続税)	3.5	3.5	3.4	3.3
税収合計	77.8	78.4	73.4	69.5
公債収入	28.6	28.6	42.1	35.5
その他	8.7	8.5	11.0	7.5
歳入合計	115.2	115.5	126.5	112.5

令和7年度は、最終的にはこの修正後になります。税収は当初予算より**0.6兆円**減少しています。審議中に基礎控除等の修正があり、所得税の歳入予想が減少しました。当初予算規模では昨年より**3兆円程度増加**しました。

ここ数年は、会期中に補正があり補正後の歳入は大幅に増加しています。

年度	補正後歳入 - 当初予算	単位兆円
令和6年	14.0	
令和5年	13.3	
令和4年	31.6	
令和3年	36.0	
令和2年	71.6	

令和2年年初からコロナによるパンデミックが発生したため、数次の補正予算が出され、その分増加しています。

一般会計歳出予算推移

	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年
社会保障	38.3	37.7	36.9	36.3
防衛関係	8.5	7.9	10.2	5.4
公共事業	6.1	6.1	6.1	6.0
文教科学	5.7	5.5	5.4	5.4
その他	9.4	10.6	14.1	14.3
一般歳出	68.0	67.8	72.7	67.4
地方交付税	18.9	17.8	16.4	15.9
国債費	利払	10.5	9.7	8.5
	償還	17.7	17.3	16.7
地方・国債償還	47.1	44.8	41.6	40.2
歳出計	115.1	112.6	114.3	107.6

HPリンク⇒
 下線部分は原資料にリンクすることができます。



2025年4月の税務・総務予定

(税務)

- * 所得税の振替納税の振替日
4月23日(水)
- * 個人消費税の振替納税の振替日
4月30日(水)
- * 軽自動車税の納付
4月1日の所有者に課税
通常5月末日
- * 固定資産税・都市計画税の第1期分の納付
通常4月～6月中
(藤沢市・6月2日, 東京都・6月30日)
- * 固定資産課税台帳の縦覧
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間(地方税法416条)
(通常5月末、藤沢市は4月1日(火)から6月2日(月)まで)

(総務他)

- * 新入社員の指導
- * 令和7年度の協会けんぽ管掌の健康保険料率等は3月分(4月支払給与)から改定
東京都の健保料率は9.91%、神奈川県は9.92%(最低沖縄県9.44%、最高佐賀県10.78%)
COVID-19 関連のデータはホームページ(HP)に掲載しております。

下の者を対象に合計所得金額に応じて基礎控除額を上乗せする「**基礎控除の特例**」が創設されました。

令和7年分の所得税から対象となりますが、給与所得等の源泉徴収税額表は、令和8年1月以後に支払う給与から改正されます(所法28条③)。このため、納税額の減少は後になり、実際には今年12月の年末調整で適用されます。

(1) 基礎控除の引き上げ

基礎控除額を10万円引き上げ、現行の48万円を58万円にアップされます。合計所得金額が**2,350万円超**の基礎控除については現行通り次のように段階的に控除額は減額されます(所法86条)。

衆議院審議中に与野党の折衝において、**基礎控除の特例**(令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例)が創設され、この修正案が令和7年3月4日に衆議院で可決され、最終的には次のようになりました(措置法41条の16の2)。

単位万円

本人の合計所得金額	給与収入では	基礎控除
132万円以下	200万円以下	95
～336	～475	88
～489	～665	68
～655	～850	63
～2,350	～2,545	58
～2,400	～2,595	48
～2,450	～2,645	32
～2,500	～2,695	16
2,500万円超	2,695万円超	0

この表では、数字ばかりで分かり難いと思いますが、納税者本人が給与収入だけだとしますと給与収入**2,545万円**以下でしたら基礎控除は今までより増えます。なお給与収入は給与所得控除

額が次の(2)のように改正されましたので、改正後で計算しています。

給与収入**850万円**以下でしたら当初改正予定でした**58万円**よりもっと増えます。

(2) 給与所得控除額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額を**55万円**から**65万円**に10万円引上げられました。これも前記の基礎控除と同様に令和7年分の所得税から適用になります。

給与収入金額 A	給与所得控除額
190万円以下	最大65万円
190万円超から360万円以下	A × 30% + 8万円
360万円超から660万円以下	A × 20% + 44万円
660万円超から850万円以下	A × 10% + 110万円
850万円超	195万円

(3) 特定親族特別控除

大学生年代(年齢19歳以上23歳未満)の子を有する親等が控除を受けることができる**特定親族特別控除**が創設されました。これまで、大学生年代の子がアルバイトをして年間給与収入(給与のみの年収)が**103万円**を超えますと、扶養控除(特定扶養控除)の対象外となり、親は63万円の控除を一切受けることができませんでした。

改正後は、**特定親族特別控除**の適用により、大学生年代の子の年間給与収入が**150万円以下**であれば、特定扶養控除と同額の**63万円**の控除を受けることができます(所法84条の2)。

年間給与収入が**150万円超**の場合でも特定親族特別控除に係る控除額が直ちに0円になることはなく、控除額が3万円となる給与収入が**188万円**まで段階的に逓減されます。

時間があればしっかりアルバイトをして下さい。最高188万円までの給与をもらっても親の所得から控除すること

ができます。

大学生年代の控除

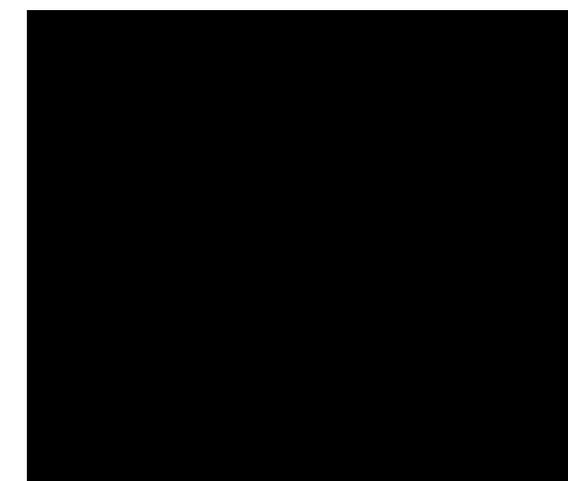
親族等の		扶養親族 特定扶養親族 (改正前)	特定親族 特別控除額 (改正後)
合計所得金額	給与収入		
48万円以下	113万円以下	63万円	63万円
～58万円以下	～123	0	
～85万円以下	～150		
～90万円以下	～155		
～95万円以下	～160		
～100万円以下	～165		
～105万円以下	～170		
～110万円以下	～175		
～115万円以下	～180		
～120万円以下	～185		
～123万円以下	～188		61万円
123万円超	188万円超	51万円	
		41万円	
		31万円	
		21万円	
		11万円	
		6万円	
		3万円	
		0	

なお、この特定親族特別控除も、今年の年末調整において適用されます。

その他にも

① 勤労学生の合計所得金額要件を**85万円以下**(現行75万円以下)に引き上げられました。

② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を**58万円以下**(現行48万円以下)に引き上げられました。



令和7年度税制改正法が3月31日(国税法律13号・地方税法律7号)に可決・成立しました。

成立した内容は、政府提出の法案に、いわゆる「**103万円の壁**」により対応した修正が加えられたものとなりました。この修正では合計所得金額が一定以